

鹿屋市

じよ

せい

きん

助成金 のしおり



令和 8 年 7 月改訂
鹿屋市

掲載している助成制度は、種類により細かな要件もありますので、申請の際には事前に担当課にご確認ください。

なお、掲載内容については、令和8年度のもので、制度が変更となる場合もありますので、ご利用の際は担当課にお問合せください。

01 くらし



- (1) 住宅に関すること・・・P 1～
- (2) 空き家に関すること・・・P 8～
- (3) 結婚に関すること・・・P11～
- (4) 移住に関すること・・・P14

02 しごと



- (1) 農業・畜産等に関すること・・・P16～
- (2) 起業・融資等に関すること・・・P26～

03 健康



- (1) 健康診断に関すること・・・P29～
- (2) 予防接種に関すること・・・P32～
- (3) その他・・・・・・・・・・P35

04 子育て



- (1) 出産に関すること・・・P36～
- (2) 育児に関すること・・・P42～

05 教育



就学資金や
文化・スポーツ活動へのサポート・・・P45～

06 高齢者



住宅のバリアフリー化や
福祉用具購入等へのサポート・・・P49～

目次

1 くらしに関する助成

(1) 住宅に関すること

-  居住誘導区域内等に住宅を建築又は購入取得する費用の助成 1
- 住宅のリフォーム・耐震化費用の助成 2
- がけ地に近接する住宅を移転したいときの助成 3
- 危険なブロック塀を撤去したいときの助成 4
- 太陽光発電設備等設置費用の助成 5
- 合併処理浄化槽への転換費用の助成 6
- 公共下水道に接続するときの助成 7

(2) 空き家に関すること

- 空き家・空き店舗を有効活用したいときの助成 8
- 危険な空き家の解体費用の助成 9
- 危険な空き家の跡地利活用の費用の助成 10

(3) 結婚に関すること

- かごしま出会いサポートセンター登録料の助成 11
- 結婚に伴う新生活に対する助成 12
-  婚活イベントの開催助成 13

(4) 移住に関すること

- 移住体験費用の助成 14
-  移住して市内事業所等で働く方への助成 15

2 しごとに関する助成

(1) 農業・畜産等に関すること

- 農林漁家民宿開業に対する助成 16
- 狩猟免許取得に対する助成 17
- 半農半Xや兼業農家に対する助成 18
- 農産物の有機JAS認証取得に関する助成 19
- 畑かん受益地における輪作の助成 20
- 新規就農研修に対する生活資金の助成 21
- 農業用機械の導入に対する助成 22
- 移住・定住者の就農時に必要となる機械等の導入助成 23
- 遊休農地の解消に対する助成 24
- 子牛導入に対する貸付 25

(2) 起業・融資等に関すること

-  創業・事業立ち上げへの支援26
- 中小企業者の融資に対する助成27
- 奨学金の代理返還支援に対する助成28

3 健康に関する助成

(1) 健康診断に関すること

- 人間ドック（一般・脳ドック等）受診費用の助成29
- 30 歳代健康診査の助成30
- 40 歳以上健康診査の助成31

(2) 予防接種に関すること

- 成人用風しん予防接種費用の助成32
-  19 歳未満インフルエンザ予防接種費用の助成33
- 帯状疱疹予防接種費用の助成34

(3) その他

- がん患者の医療用ウィッグ・乳房補整具購入費用の助成35

4 子育てに関する助成

(1) 出産に関すること

-  不妊治療費用の助成36
-  RS ウイルス感染症予防接種の助成37
- 病児保育を利用したいときの助成38
- 妊婦初回産科受診料の助成39
-  遠方の分娩取扱施設利用時の助成40
- 産後の支援を受けたいときの助成41

(2) 育児に関すること

- 育児用品購入の助成42
- チャイルドシートの貸出43
- 子育ての手伝いを頼みたいとき・手伝いをしたいときの助成44

5 教育に関する助成

○ 奨学資金の貸付	45
○ 就学資金の助成	46
○ 文化各種大会出場費用の助成	47
○ スポーツ大会出場費用の助成	48

6 高齢者に関する助成

○ 高齢者福祉共通券の交付	49
○ 住宅改修（バリアフリー化）費用の助成	50
○ 福祉用具購入費用の助成	51
○ 介護慰労金の支給	52
○ 紙おむつ購入の助成	53
○ 運転免許証を返納した高齢者へのサービス	54

新築・建売住宅の購入又は中古住宅の購入をしたときは？ (居住誘導区域又は地域生活拠点維持区域内の住宅)

◎鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援事業補助金 (居住誘導区域内等に住宅を建築又は購入取得する費用の助成)

- 助成の対象者は？
- ・ 居住誘導区域内等に住宅を新築又は購入する方
- 助成の内容は？
- ・ 新築住宅（又は建売住宅）購入補助金30万円
 - ・ 中古住宅購入補助金30万円
 - ・ 以下に該当する場合は加算あり
 - ・ 市外からの転入者補助金加算額30万円
 - ・ 子育て世帯、新婚世帯、高齢者等世帯、認定長期優良住宅等各補助金加算額20万円
 - ・ 空家バンクに登録の住宅補助金加算額10万円（補助金の合計は100万円が上限）
 - ※その外、住宅金融支援機構フラット35の借入金利を一定期間引き下げる制度と連携あり
- 助成の要件は？
- ・ 居住誘導区域又は地域生活拠点維持区域内の住宅等（専用住宅又は併用住宅）
 - ・ 登記後1年以内
 - ・ 市税を滞納していないこと など
- 申請に必要なものは？
- ・ 申請書及び添付書類一式
- 申請の時期は？
- ・ 随時（ただし、予算上限となるまで）



住宅をリフォーム・耐震化するとき？ (増築、屋根・外壁・居室・水回り等の改修、耐震化など)



◎鹿屋市支え愛ファミリー住宅改修応援事業補助金

○助成の対象者は？

- ①改修応援（リフォーム）
● 昭和56年6月以降に着工された自ら所有し居住する住宅のリフォーム工事(対象工事費20万円以上)を行う方
- ②耐震診断・耐震改修工事
● 昭和56年5月以前に着工された耐震性の無いおそれのある住宅に居住している方
● ※②と併せて、条件を満たせば①も利用可

○助成の内容は？

- ①改修応援（リフォーム）
● ・子育て世帯・高齢者等世帯＝改修工事費の20%（上限20万円）
● ・一般世帯＝改修工事費の20%（上限20万円）
● ※一般世帯はグリーン化、バリアフリー化工事に限る
 - ②耐震診断・耐震改修工事
● ・耐震診断：費用の2／3（10万円上限）
● ↓耐震性が不足する場合（ア又はイ）
● ア、耐震改修：工事費の2／3（上限200万円）
● イ、簡易耐震改修：工事費の2／3（上限100万円）
● ※耐震改修(ア)と併せてリフォーム(①)を行う場合
● ・子育て世帯・高齢者等世帯＝改修工事費の30%（上限30万円）
● ・一般世帯＝改修工事費の30%（上限30万円）
● ※一般世帯はグリーン化、バリアフリー化工事に限る
 - ③三世帯同居加算
● ・①②で改修応援まで実施する子育て世帯のうち、三世帯以上同居の場合、補助額を10万円加算
 - ④子ども加算
● ・子育て世帯で、高校生以下の子どもが三人以上いる世帯には、補助額を10万円加算
 - ⑤居住誘導区域内等加算
● ・定住をするために、鹿屋市立地適正化計画に定める居住誘導区域又は地域生活拠点維持区域内の中古住宅を購入し、改修を行う場合は、補助額を10万円加算
 - ⑥転入者加算
● ・市外から定住するために、中古住宅を購入し改修を行う場合は、補助額を10万円加算
- 助成の要件は？
- ・市内業者が施工（診断）すること
 - ・市税を滞納していないこと など
- 申請に必要なものは？
- ・(事前申込) 住宅の所有者・建築年月が確認できる書類
 - ・(交付申請) 事業計画書、見積書、図面、現況写真など
- 申請の時期は？
- ・随時（ただし、予算上限となるまで）
 - 事前申込が必要です。
 - 詳しくはお問合せください。

問合せ先

市役所本庁舎 4 階建築住宅課

☎31-1129



がけ地に近接する住宅を移転したいときは？

◎鹿屋市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金

○助成の対象者は？

- ・以下のいずれかに該当する区域内にある住宅
 - ① 急傾斜地崩壊危険区域
 - ② 県建築基準法施行条例に基づくがけの区域（昭和46年8月以前に建設された住宅が対象）
 - ③ 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
 - ④ その他特定行政庁の勧告を受けた住宅

○助成の内容は？

- ① 危険住宅の撤去移転に要する費用
限度額 97万5千円
- ② 危険住宅に代わる住宅の建設（購入）、土地取得、敷地造成のために、金融機関から借りた借入金の利子相当額
限度額 731万8千円

○助成の要件は？

- ・ 令和8年度中に移転可能な住宅
- ・ 空き家の撤去は対象となりません。

○申請に必要なものは？

- ・（事前協議）固定資産名寄帳兼課税台帳 など
- ・（交付申請）事業計画書、見積書、図面、現況写真 など

○申請の時期は？

- ・ 随時（ただし、予算上限となるまで）事前協議が必要です。
詳しくはお問合せください。



危険なブロック塀を撤去したいときは？

◎鹿屋市ブロック塀等安全対策事業補助金

- 助成の対象者は？
- ・対象者…道路に面したブロック塀等の所有者又は所有者の同意を得た方
 - ・対象事業…道路に面し、道路からの高さが80センチメートル以上であり、耐震診断により1項目以上の不適合があるものなど
- 助成の内容は？
- ・以下の工事費の1/2、ただし限度額 20万円
 - ① ブロック塀等の全てを撤去する工事
 - ② ブロック塀等の一部を撤去し、道路面からの高さを60センチメートル以下に減する工事
 - ③ 撤去したブロック塀等の代替として、安全な工作物等を設置する工事
- 助成の要件は？
- ・ブロック塀等が、道路改良その他公共工事の補償対象となっていないこと
- 申請に必要なものは？
- ・申請書、見積書、配置図、写真
ブロック塀等の所有者等が確認できる書類など
- 申請の時期は？
- ・随時（ただし、予算上限となるまで）
※事前協議が必要です。



住宅に太陽光発電・蓄電池を設置したいときは？

◎鹿屋市太陽光発電設備等設置補助金

○助成の対象者は？

- ・ 自ら所有し居住する市内の住宅に補助対象設備を設置する方、又は自ら所有し居住するために新築若しくは購入する市内の住宅に補助対象設備を設置する方
- ・ 実績報告書の提出時に、補助対象設備を設置する住宅の場所に住所を有する方

○助成の内容は？

- ・ 太陽光発電設備及び蓄電池設備設置補助
- ・ 太陽光発電設備：出力（kW）×70,000円（上限：10kW未満）
- ・ 蓄電池設備：蓄電池の価格（工事費込み、税抜き）×1/3（上限：10kWh）
※10kWhを超える時は、10kWhまでが補助対象
※1kWhあたりの価格（工事費込み、税抜き）が15万5千円以下のものが補助対象
- ・ **蓄電池のみの設置及び既存設備の置換・増設は不可**

○助成の要件は？

- ・ F I T制度又はF I P制度の認定を取得しない設備であること（自家消費型）
- ・ 補助対象設備について、国・県・市から補助金等を受けていない又は受ける予定がないこと
- ・ 市税を滞納していないこと など

○申請に必要なものは？

- ・ 申請書、見積書の写し、設置費用内訳書、発電電力の消費量計算書、誓約書、市税の滞納がないことの証明 など
※詳しくはお問合せください。

○申請の時期は？

- ・ 4月中旬頃から随時（ただし、予算上限となるまで）

問合せ先

市役所本庁舎 5階環境政策課

☎31-1115



合併処理浄化槽への転換を行うときは？

◎鹿屋市小型浄化槽設置整備事業補助金

○助成の対象者は？

- ・公共下水道及び農業集落排水事業区域外の住宅で、小型合併処理浄化槽への転換を行う方

○助成の内容は？

- ・既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を廃止し、小型合併処理浄化槽（生活雑排水と、し尿を併せて処理する浄化槽）を個人住宅に設置する場合に助成

①小型合併処理浄化槽の設置に関する費用

業者区分	人槽区分	補助額
市内業者	5人槽	382,000円
	7人槽	464,000円
	10人槽	598,000円
市外業者	5人槽	332,000円
	7人槽	414,000円
	10人槽	548,000円

②単独処理浄化槽の撤去に関する費用 120,000円

③くみ取り便槽の撤去に関する費用 90,000円

④宅内配管工事に関する費用 300,000円

※②、③、④は施工業者の市内外は問わない

○助成の要件は？

- ・単独処理浄化槽又はくみ取り便槽からの転換であること（新築は対象外）
- ・専用住宅であること（居住を目的とした住宅、又は店舗等を併設した住宅で、住宅部分の面積が1／2以上であること）
- ・処理対象人数が10人以下の浄化槽であること
- ・販売目的の住宅でないこと
- ・市税の滞納がないこと

○申請に必要なものは？

- ・申請書
- ・浄化槽設置届の写し
- ・工事見積書
- ・平面図
- ・滞納のない証明書 など

○申請の時期は？

- ・随時（ただし、予算上限となるまで）

問合せ先

市役所本庁舎 5階環境政策課

☎31-1115



公共下水道に接続するときは？

◎鹿屋市排水設備等設置整備事業補助金

○助成の対象者は？

- ・くみ取り便所又は浄化槽から下水道に接続する個人住宅にお住まいの方

○助成の内容は？

- ・上記対象者に接続費用の一部を助成
※供用開始：公共下水道工事が終了し、下水道へ接続できるようになったとき。

供用開始後から排水設備 工事完了までの年数	3年以内	4年以降 (令和11年3月31日に 工事完了するもの)
補助額	150,000円	100,000円

※ただし、補助金額に達しない場合は、当該排水設備等工事経費の額をもって補助金の額とする。

○助成の要件は？

- ・公共下水道事業計画区域内及び事業計画区域以外の流入区域にある個人名義の住宅であること（貸家も可）
- ・くみ取り便所・浄化槽を廃止し、すべての生活排水を下水道へ接続すること
- ・新築は対象外
- ・受益者負担金を滞納していないこと

○申請に必要なものは？

- ・申請書
- ・排水設備等工事申請書・設計書の写し
- ・平面図
- ・工事代金請求書の写し
- ・下水道使用開始届出書の写し など
※通常工事店が代理申請をします。

○申請の時期は？

- ・随時（ただし、予算上限となるまで）

問合せ先

市役所分庁舎 2 階下水道課

☎31-1133



空き家等を有効活用したいときは？

(空き家・空き店舗を賃貸・売買する場合)

◎鹿屋市空き家等バンク登録物件改修事業補助金 … ① (下記①を参照ください)

◎鹿屋市空き家等バンク家財道具等処分費用補助金 … ② (下記②を参照ください)

空き家等バンクとは？

市のホームページで市内にある空き家・空き店舗等の情報を提供し、移住者等の活用希望者とマッチングすることで、空き家等の有効活用や地域の活性化を図ろうとするものです。

○助成の対象者は？

- ①登録物件の改修
- 市の**空き家等バンク**に登録後、市外からの移住者との賃貸借契約が締結された(ア) 空き家等の所有者、(イ) 空き家等の借受者
- ②家財道具等処分
- 家財道具等を処分し、売買契約又は賃貸借契約が締結された市の空き家等バンク登録物件の所有者又は購入者・借受者

○助成の内容は？

- ① (ア) 改修費用の1/2 (上限50万円)
- (イ) D I Y費用の1/2 (上限30万円)
- ②処分費用の1/2 (上限10万円)

○助成の要件は？

- ① (ア) 市内業者が施工すること
- ②業者に依頼する場合、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていること、又は所有者等が自ら処分すること
- ・市税の滞納がないこと など

○申請に必要なものは？

- ・申請書、誓約書、売買契約書又は賃貸借契約書、処分報告書、領収書、現況写真など
- ※①の場合は賃貸借契約書の写し

○申請の時期は？

- ・随時 (ただし、予算上限となるまでとし、交付申請日の属する年度内に完了する経費に限る。)

問合せ先

市役所本庁舎 5階地域づくり推進課

☎45-6930



空き家となった危険な家を解体したいときは？

◎鹿屋市危険空き家解体撤去工事補助金

- 助成の対象者は？
- ・ 空家等対策の推進に関する特別措置法及び市空家等の適正管理に関する条例に基づく助言、指導等を受けた、主として居住用の空き家の所有者・管理者
- 助成の内容は？
- ・ 危険空き家の解体費用の1／3を助成（上限30万円）
- 助成の要件は？
- ・ 市が実施する危険空き家の危険度判定において、一定の点数以上であること
（判定内容：構造の腐朽又は破損の程度、落下又は飛散危険物の周囲への影響の有無 など）
 - ・ 解体費用が30万円以上であること
 - ・ 解体業者は、建設業法の許可を受けた市内の業者であること
 - ・ 市税等の滞納がないこと
 - ・ 解体及び撤去後の跡地利用の予定があること など
 - ※市外の所有者等の方も助成の対象となります。申請手続等は市内にお住まいの親戚の方に委任することも可能です。
- 申請に必要なものは？
- ・ 申請書、解体撤去費用の見積書、位置図、現況の写真 など
- 申請の時期は？
- ・ 11月30日(月)まで（ただし、予算上限となるまで）
※事前相談が必要です。



危険空家の跡地に住宅等を建築したときは？

◎鹿屋市危険空家解体跡地利活用補助金

- 助成の対象者は？
 - ・ 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に、危険空家解体撤去工事補助金の交付確定通知を受けて危険空家解体撤去工事補助金の交付を受けた方
- 助成の内容は？
 - ・ 解体撤去工事費用の2分の1の額から危険空家解体撤去工事補助金で交付を受けた額を差し引いた額（上限30万円）
- 助成の要件は？
 - 危険空家を解体した跡地が、鹿屋市立地適正化計画に定める居住誘導区域又は地域生活拠点維持区域内にあること
 - 跡地を含む敷地に居室を有する建築物が建築され、危険空家を解体した日から2年以内に表題登記が完了していること
- 申請に必要なものは？
 - ・ 申請書、跡地の位置図、跡地に建築された建物及び土地の登記事項証明書の写し など
- 申請の時期は？
 - ・ 表題登記が完了した日の翌日から起算して6月以内（ただし、予算上限となるまで）



結婚を希望する方の出会いを応援します！

◎かごしま出会いサポートセンター登録料の助成

- 助成の対象者は？
- 令和8年4月1日以後にかごしま出会いサポートセンターに入会した市民
- 助成の内容は？
- かごしま出会いサポートセンターの入会登録料に2分の1を乗じた金額
 - ※1人につき1回
- 助成の要件は？
- ・本市に住所を有し、現に婚姻していないこと
 - ・令和8年4月1日以後にセンターに入会していること
 - ・市税等の滞納がないこと
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
 - ・これまでに本補助金を受給していないこと
- 申請に必要なものは？
- ・申請書、センターの入会登録料を納入した事実及び金額がわかるもの、現住所を証する書類 など
- 申請の時期は？
- ・随時（申請期限は令和9年3月31日まで）



結婚に伴う新生活を応援します！

◎鹿屋市結婚新生活支援事業

- 助成の対象者は？
- ・ 令和 8 年 1 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日に入籍した世帯
※年度末に入籍予定の方はお早めにご相談ください。
- 助成の内容は？
- ・ 住宅購入費、住宅リフォーム費、住宅賃借料（1 か月分）、引越費用の合計（上限 30 万円 ※夫婦ともに 29 歳以下の場合は上限 60 万円）
※令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日に支払った経費が対象
- 助成の要件は？
- ・ 婚姻時に夫婦ともに 39 歳以下であること
 - ・ 夫婦の合計所得が 500 万円未満であること
 - ・ 申請時に夫婦ともに市内に住所があり、1 年以上継続して居住する意思を有すること
 - ・ 夫婦ともに他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
 - ・ 夫婦ともに市税等の滞納がないこと
- 申請に必要なものは？
- ・ 申請書、戸籍謄本または受理証明書、住民票の写し、所得証明書、住宅の売買契約書・賃貸契約書・リフォームに係る工事請負契約書等の写し、各費用に係る領収書、誓約書 など
- 申請の時期は？
- ・ 随時（申請期限は令和 9 年 3 月 31 日までただし、予算上限になり次第終了）



出会いのイベントを企画したいときは？

◎婚活イベント開催の助成

- 助成の対象者は？
 - 婚活イベントを開催する団体又は事業者
- 助成の内容は？
 - 独身男女の出会い・交流や、結婚を考えるきっかけとなるイベントの開催経費（飲食費、人件費、委託費は除く）を助成します。
 - ・助成金額：20 万円上限
 - ※1 団体等につき、年度内1 回限り
- 助成の要件は？
 - ・20 歳以上の独身男女を対象に、鹿屋市内で実施されるイベントであること。
 - ・宗教・思想活動又は政治活動若しくは選挙活動を行うことを目的としていないこと。
 - ・営利を目的として結婚相手紹介業を営んでいないこと。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律77 号）第2 号及び第6 号に規定する暴力団若しくは暴力団員でないこと など
- 申請に必要なものは？
 - 申請書、事業計画書、事業収支予算書、団体等に関する調書、団体の規約又は会則の写し、市税の完納を証する書類、誓約書 など
- 申請の時期は？
 - ・随時（ただし、予算上限となるまで）



鹿屋市で移住体験するときは？

◎鹿屋市移住体験支援事業補助金

- 助成の対象者は？
- ・本市で移住体験活動を行う方
 - ・本市の開催する移住体験ツアーに参加する方
- 助成の内容は？
- ①本市までの旅費及び滞在期間中の宿泊等に要した費用
基本額：1人当たり1万円
・公共交通機関を利用する場合は1人につき1万円を加算
・18歳未満の子は1人につき1万円を加算
※1人当たり最大2万円。18歳未満の子は最大3万円
 - ②滞在期間中に使用したレンタカー費用
レンタカー代の1/2（上限3万円）
※ガソリン代は対象外
- 助成の要件は？
- [共通]
 - ・同一世帯に属する者が、当該補助金を受けていないこと など
 - [移住体験活動の場合]
 - ・県外（日本国内に限る）に住所を有し、本市において移住体験活動（求職活動又は就業を前提とした農林水産業での職場体験・生活環境や居住環境の確認等）を行う60歳未満の方
 - ※既に市内企業に内定している方を除く
 - ・滞在期間中は市内の宿泊施設に2泊以上宿泊すること
 - [移住体験ツアーに参加する場合]
 - ・ツアーの全行程に参加する意思があること
- 申請に必要なものは？
- ・滞在予定者全員の居住地のわかるもの、申請書、活動計画表など
- 申請の時期は？
- ・市内に滞在する1か月前まで（ただし、予算上限となるまでとし、交付申請日の属する年度の2月末日までに終了する期間に限る。）



鹿児島県外から鹿屋市へ移住したときは？

◎かのやで暮らす移住応援金

○助成の対象者は？

- ・鹿児島県外から鹿屋市へ移住した方
(東京 23 区から移住した方は、別に国の移住支援制度があります。)

○助成の内容は？

- ・単身世帯：10 万円
- ・複数世帯：20 万円
- ・18 歳未満の世帯員 1 人につき 30 万円加算
※上限：100 万円

○助成の要件は？

- ・本市への移住前に継続して 3 年以上県外に住んでいたこと
- ・移住応援金の申請日から 5 年以上、継続して鹿屋市に居住する意思があること
- ・令和 7 年 4 月 1 日以降に本市へ転入し、生活の拠点を鹿屋市に置くこと
- ・「かご J O B」に登録された市内企業にて週 20 時間以上の無期雇用契約に基づき就業していることなど、他にも要件がありますので詳細はお問い合わせください。

○申請に必要なものは？

- ・交付申請書
- ・誓約書兼同意書
- ・写真付き身分証の写し
- ・申請者及びその世帯員が 3 年以上鹿児島県外に居住していたことがわかるもの（戸籍の附票又は移住元の住民票除票など）
- ・就業証明書など

○申請の時期は？

- ・転入日から 1 年以内

(東京23区からの移住)



(東京23区外からの移住)



問合せ先

市役所本庁舎 5 階地域づくり推進課

☎45-6930

農林漁家民宿開業をお考えのときは？

◎鹿屋市農林漁家民宿開業事業費補助金

- 助成の対象者は？
- ・市内に居住し、市内で農林漁家民宿を開業しようとする方、又は既に開業している方
- 助成の内容は？
- ・ 予算の範囲内において補助金を交付
 - ・ ①簡易宿所営業許可に係る許認可申請費用（10／10。ただし1人につき1回限り）
 - ・ ②旅館業法及び食品衛生法の規定による営業許可取得に必要な家屋等の改修費用（1／2）
 - ・ 自宅で農林漁家民宿を行う場合（上限額：10万円）
 - ・ 自宅以外で農林漁家民宿を行う場合（上限額：30万円）
- 助成の要件は？
- ・ 農林漁家民宿の営業にあたり、法改正又は老朽化等により建物等の改修が必要であること
 - ・ 市税等を滞納していないこと
 - ・ 農林漁家民宿開業後、鹿屋市観光協会ツーリズム事業推進部に5年以上加入し、事業の継続が見込まれること
 - ・ 国、県、財団等からこの事業と同様の助成を受けていないこと
- 申請に必要なものは？
- ・ 申請書
 - ・ 事業計画書
 - ・ 収支予算書
 - ・ 対象経費の内容を確認できるもの（見積書、写真等）
 - ・ 誓約書
 - ・ 滞納のない証明書 など
- 申請の時期は？
- ・ 随時（ただし、予算上限となるまで）



狩猟免許を取得したいときは？

◎狩猟免許取得の助成（有害鳥獣捕獲事業）

- 助成の対象者は？
 - ・市内に住所を有し、狩猟免許を取得予定の方
- 助成の内容は？
 - ・狩猟免許取得に要する経費に対し1万円以内
 - ・狩猟免許試験手数料
 - ・猟友会への登録に係る初年度会費等
- 助成の要件は？
 - ・市有害鳥獣捕獲対策協議会の有害鳥獣捕獲活動従事者名簿に登録又は登録予定の者
- 申請に必要なものは？
 - ・申請書
 - ・狩猟免許の写し
 - ・領収書
- 申請の時期は？
 - ・狩猟免許試験の前日まで
（ただし、予算上限となるまで）



小・中規模の営農を継続したいときは？

◎半農半 X や兼業農家に対する助成

- 助成の対象者は？
 - ・ 下記のいずれも満たす方
 - ・ 認定農業者や認定新規就農者ではない方
 - ・ 農作物を出荷している方
 - ・ 補助を受けた次年度から起算して少なくとも3年間は営農する方 など
- 助成の内容は？
 - ・ 条件を満たす方が農業用機械や施設整備に要する経費を助成
 - ・ 対象経費の3／10以内（対象経費上限50万円 補助上限15万円）
- 助成の要件は？
 - ・ 自身の農地あるいは農地中間管理事業を活用した農地で10a以上耕作していること
 - ・ 市税の滞納がないこと など
- 申請に必要なものは？
 - ・ 申請書
 - ・ 事業計画書
 - ・ 対象経費の内容を確認できる書類（見積書、カタログ等）
 - ・ 出荷証明書
 - ・ 市税の滞納がないことの証明書類 など
- 申請の時期は？
 - ・ 7月中旬予定（広報かのかや等でお知らせします。）



農産物の有機 JAS を取得したいときは？

◎農産物の有機 JAS 認証取得に関する助成

- 助成の対象者は？
 - ・ 農産物の有機 JAS 認証取得者（生産・加工）
- 助成の内容は？
 - ・ 認証取得経費の助成
 - ・ 新規取得申請料：定額（上限15千円）
 - ・ 認証審査料：1 / 2 以内（ただし、審査員の旅費、振込手数料、郵送料、申請書式集代、登録認証機関年会費、認証シール等は対象外。上限を生産と加工それぞれで個人87千円、法人・団体175千円とする。）
- 助成の要件は？
 - ・ 農産物の有機 JAS 認証を取得していること
- 申請に必要なものは？
 - ・ 認証機関が発行する有機 JAS 認証の審査結果が分かる書類、認証ほ場面積が分かる書類、認証手数料が分かる請求書 など
- 申請の時期は？
 - ・ 随時



畑かん水を活用し輪作に取り組みたいときは？

◎畑かん受益地における輪作の助成

- 助成の対象者は？
 - ・ 畑かん受益地内の畑において、さつまいも等の春夏作（飼料作物を除く。）の後に、秋冬作として、秋ばれいしょ、若掘りごぼう、キャベツ、秋かぼちゃ、だいこん、ブロッコリー、にんじん、玉ねぎ（以下「対象作物」という。）を作付けする農業者等
- 助成の内容は？
 - ・ 受益地において対象作物の輪作に取り組んだ面積に対して助成
10a当たり、秋ばれいしょ1,500円、若掘りごぼう5,500円、キャベツ5,500円、秋かぼちゃ5,500円、だいこん7,000円、ブロッコリー14,500円、にんじん15,000円、玉ねぎ14,000円
- 助成の要件は？
 - ・ 市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されていること など
- 申請に必要なものは？
 - ・ 受益地で耕作したことを証明する書類（農地基本台帳、作業日誌等） など
- 申請の時期は？
 - ・ 9月（予定）



新たに農畜産業を始めたいときは？

◎鹿屋市新規就農者就農支援資金… ①（下記①を参照ください）

◎鹿屋市畜産担い手定着促進事業… ②（下記②を参照ください）

○助成の対象者は？

- ・市に居住又は居住する見込みのある方で、中核的
- ・農業者となる方
- ・年齢が満18歳以上50歳未満の方

○助成の内容は？

- A 研修資金
- ・農業研修に対する生活資金として助成
- （①最長1年間 ②最長2年間）
- 単身者 月額15万円以内
- 夫婦 月額20万円以内
- ※国の就農準備資金の対象となる方は、上記の金額
- から国の交付額（年額165万円以内）の差額を助
- 成します。
- 単身者 年額15万円以内
-
- B 就農開始資金
- ・就農するために必要な経費として助成
- ①単身者・夫婦ともに50万円以内（就農開始時1回限り）
- ②単身者・夫婦ともに100万円以内（就農開始時1回
- 限り）

○助成の要件は？

- ・市が適当と認めた市内の生産組織等で行う研修終了
- ・後、直ちに5年以上就農する方

○申請に必要なものは？

- ・申請書、就農計画書、履歴書、研修受入証明書、市
- ・税の滞納がないことの証明書類 など

○申請の時期は？

- ・随時（ただし、予算上限となるまで）

問合せ先

- 新規就農者就農支援資金関係
市役所本庁舎2階農政課
- 畜産担い手定着促進事業関係
市役所本庁舎2階畜産課

☎31-1183

☎31-1118

（新規就農者 HP）



（畜産担い手 HP）



農業用機械を導入したいときは？

◎農業用機械の導入に対する助成

- 助成の対象者は？
 - ・ 認定農業者及び認定新規就農者
- 助成の内容は？
 - ・ 農業用機械の導入助成
 - ・ 導入経費の4分の1以内（上限：200万円）
- 助成の要件は？
 - ・ 地域計画に位置付けられる者で、国・県事業の支援対象から外れる認定農業者及び認定新規就農者
- 申請に必要なものは？
 - ・ 事業申込書
 - ・ 事業計画書
 - ・ 対象経費の内容を確認できるもの（見積書、カタログ等）
 - ・ 市税の滞納がないことの証明書類 など
- 申請の時期は？
 - ・ 9月（予定）



移住・定住者が機械等を導入したいときは？

◎移住・定住者で就農時に必要となる機械等の導入助成

- 助成の対象者は？
- ・ 移住・定住者で就農する方
- 助成の内容は？
- ・ 移住・定住者が就農する際の機械等の導入助成
※導入経費の2分の1以内（上限：100万円）
- 助成の要件は？
- ・ 以下の①～⑥の全てに該当する方が補助対象者です。
 - ① 市外に1年以上居住し本市に転入された方のうち、3年を経過していない方
 - ② 下記のいずれかに該当し、農業に5年以上従事する方
 - ・ 市が行う農業研修を受講した方
 - ・ 過去に概ね1年以上の農業経験がある方
 - ③ 青年等就農計画若しくは農業経営改善計画の認定を受けた方
 - ④ 鹿屋市が推進する各農業施策に協力的な方
 - ⑤ 市税の滞納がない方（本市へ転入して1年未満の方は、従前の住所地で滞納がない方）
 - ⑥ 農業後継者の場合は、鹿屋市農業後継者就農支援事業の事業活用者でない方
- 申請に必要なものは？
- ・ 申請書
 - ・ 事業計画書
 - ・ カタログ、位置図、配置図、平面図及び立面図
 - ・ 見積書
 - ・ 本市における市税の滞納がないことを証明する書類
又は本市転入前の住所地における市町村税の滞納がないことを証明する書類
- 申請の時期は？
- ・ 随時



遊休農地を解消したいときは？ (耕作可能な農地にするなど)

◎鹿屋市遊休農地解消対策事業助成金

- 助成の対象者は？
- ・ 市内に住所を有する農家等
- 助成の内容は？
- ・ 遊休農地解消に係る費用の助成
事業費の限度額（10アール当たり）
 - 除草等を行えば耕作できる農地
対象経費の1／2（限度額：50,000円）
 - 重機等を用いて整備すれば耕作できる農地
対象経費の2／3（限度額：300,000円）
- 助成の要件は？
- ・ 新たに農用地区域内の遊休農地を耕作目的で購入又は借りて解消、再生しようとするもの。
※鹿屋市農業委員会で毎年実施している農地の調査において、遊休農地と判定された農地に限る。
- 申請に必要なものは？
- ・ 申請書
 - ・ 対象経費が確認できる書類（見積書等）
 - ・ 着工前、着工後の写真 など
- 申請の時期は？
- ・ 随時（ただし、予算上限となるまで）



繁殖雌牛の頭数を増やしたいときは？

◎肉用牛導入基金事業

- 助成の対象者は？
- ・市内に居住し、畜舎を有する肉用子牛生産農家（ただし最終償還時の年齢が81歳以下の方）
- 助成の内容は？
- ・繁殖雌牛の貸付
- ◎貸付条件
- ・1頭当たり60万円以内の子牛
 - ・6年間 無利息 一括返済
 - ・連帯保証人1名
 - ・家畜共済（死亡廃用共済、疾病傷害共済）に加入すること
- 助成の要件は？
- ・市内に居住する肉用子牛生産農家で、繁殖雌牛の貸付を希望する方
 - ・1頭当たり6アール以上の飼料作付
- 申請に必要なものは？
- ・貸付申込書
 - ・畜産経営計画書
 - ・実印、印鑑登録証明書、市税等の滞納がないことの証明書類、収入印紙
- 申請の時期は？
- ・貸付を希望する月の前月末日まで

問合せ先

市役所本庁舎2階畜産課
輝北総合支所産業建設課
串良総合支所産業建設課
吾平総合支所産業建設課

☎31-1118
☎099-486-1111
☎63-3111
☎58-7111



創業・起業の挑戦を応援します！

◎鹿屋市創業支援補助金

- 助成の対象者は？
- ・市内で創業予定の方
 - ・創業後1年以内の個人事業主又は法人
- 助成の内容は？
- ・創業に必要な経費の一部を補助
 - 【補助率】 補助対象経費の2分の1
 - 【補助上限額】 150万円
 - 【補助対象経費】
 - ・設備導入費
 - ・店舗改修費、内装工事費
 - ・広告宣伝費
 - ・ウェブサイト関連費
 - ・市場調査関連費
 - ・借料
- 助成の要件は？
- ・特定創業支援等事業の証明書取得
 - ・創業支援機関の支援を受け事業計画書を作成すること
- 申請に必要なものは？
- ・交付申請書
 - ・事業計画書
 - ・特定創業支援等事業の証明書
 - ・補助対象経費の見積書
 - ・滞納のない証明書 など
- 申請の時期は？
- ・8月末まで（予定）※市ホームページ参照



県の制度資金等を活用したときは？

◎鹿屋市中小企業資金保証料補助金…①(下記①を参照ください)

◎鹿屋市中小企業資金利子補給金…②(下記②を参照ください)

○助成の対象者は？

- ①鹿児島県中小企業制度資金のうち、設備資金又は経済活性化支援資金の融資を受けた中小企業等
- ②鹿児島県中小企業制度資金、日本政策金融公庫制度資金、商工貯蓄共済制度資金の融資（国、県その他団体等から利息相当額の利子補給を受けており、実質的に利息の負担がないものは除く。）を受けた中小企業等

○助成の内容は？

- ①創業、設備取得等の積極的な取組に要する資金の融資を受けるにあたって支払った信用保証料の1/2を助成（30万円上限）
- ②第1回目から第12回目までに支払った利息の1/2を補助（10万円上限）
ただし、厚生労働省の認定制度（えるぼし、くるみん、ユースエール）を取得している事業者に限り、第1回目から第12回目までに支払った利息の全額を補助（20万円上限）

○助成の要件は？

- 【①・②共通】
 - ・市内に主たる事業所を有している中小企業
 - ・鹿屋商工会議所又はかのや市商工会に加入し、かつ、市税の滞納がないこと

○申請に必要なものは？

- ①・鹿屋市中小企業資金保証料補助金交付申請書
 - ・金銭消費貸借契約証書の写し
 - ・信用保証料を支払ったことを証する書類
- ②・鹿屋市中小企業資金利子補給金交付申請書
 - ・償還計画書
 - ・借用証書又は金銭消費貸借契約証書の写し
 - ・支払利息証明書（償還遅延による損害金等の別が分かるもの）
 - ・厚生労働省の認定制度（えるぼし、くるみん、ユースエール）を取得している事業所に限り認定証の写し
- 【①・②共通】
 - ・請求書
 - ・通帳の写し
 - ・信用保証書の写し
 - ・滞納のない証明書 など

○申請の時期は？

- ①資金を借り入れた日の属する年の翌年1月
- ②事前届出：融資実行日（借入日）の翌月末以内
直前申請：第12回目の利息支払予定日から1か月以内

○申請先は？

- 【①・②共通】
 - ・加入している鹿屋商工会議所 又は かのや市商工会

(保証料補助)



(利子補給)



問合せ先

市役所本庁舎2階産業政策課

☎31-1164

従業員の奨学金返済を支援するときは？

◎鹿屋市奨学金返還支援補助金

- 助成の対象者は？
- ・市内に事業所を有し、対象従業員に代理返還支援を行っている事業者
- 助成の内容は？
- ・企業と市が協働し市内企業に勤める従業員の奨学金返還を支援
 - 【補助対象経費】**
 - 前年度（4月～3月）に返還を支援した額
 - ※ただし、令和7年4月1日以降に返還を支援した額
 - 【補助対象期間】**
 - 対象従業員1人につき、通算60か月
 - 【補助額】**
 - ・返還支援をした額に2分の1を乗じた額（1,000円未満切り捨て）
 - ・対象従業員1人につき、上限 300,000 円/年額
- 助成の要件は？
- 【対象従業員】**
 - ・30歳未満の正規雇用労働者であり、市内に住所を有する方
 - ・当該奨学金の返還を延滞していない方 など
 - 【対象事業者】**
 - ・市税の滞納がない事業者
 - ・市内の事業所で対象従業員を正規雇用労働者として雇用している事業者 など
 - 【対象の奨学金】**
 - ・日本学生支援機構
 - ・鹿屋市奨学資金
- 申請に必要なものは？
- ・鹿屋市奨学金返還支援補助金交付申請書
 - ・対象従業員の労働条件通知書又は雇用契約書の写し
 - ・対象従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（本人通知用）の写し
 - ・対象従業員の奨学金の代理返還を証する書類
 - ・前年度（4月～3月）に奨学金返還支援制度により返還を支援した金額がわかる書類の写し
 - ・対象従業員の住民票の写し
 - ・申請者の公的身分証明書の写し（法人にあっては、定款の写し又は登記事項証明書）
 - ・市内で事業を行っていることが分かる書類
 - ・申請者の市税の滞納がないことを証する書類
- 申請の時期は？
- ・令和8年4月1日以降



人間ドックを受診するときは？

◎人間ドックの助成

○助成の対象者は？

- ①国民健康保険被保険者
- ②後期高齢者医療被保険者

○助成の内容は？

- ・表のとおり、受診費用の一部を助成

区 分	助成額
一般ドック	20,000円
脳ドック	20,000円
がん(P E T)ドック	50,000円

- ・受診は市の指定する医療機関に限ります。

○助成の要件は？

- ①・受診日の年齢が30～74歳までの方
 - ・前年度の国民健康保険税を完納していること
 - ・人間ドックの検査結果を提供できること
- ②・前年度の後期高齢者医療保険料を完納していること
 - ・人間ドックの検査結果を提供できること

○申請に必要なものは？

- ・申込書
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

○申請の時期は？

- ・4月下旬から5月中旬（定員数あり）
※同じ年度内に特定健康診査・長寿健康診査の助成を受ける（受けた）方は申請できません。



30 歳代で健康診査を受けるときは？

◎ 30 歳代無料健康診査

- 助成の対象者は？
 - ・ 市内に住民登録があり、令和 8 年度末年齢30歳～39歳以下の方
- 助成の内容は？
 - ・ 市が実施する集団健康診査（無料）
 - （日程・会場）
 - ・ 健診日 10月16日（金）～10月18日（日）（3日間）予定
 - ・ 会場 市保健相談センター
 - （健診内容）
 - 問診、身体計測、血圧測定、血液検査、心電図、尿中塩分摂取量検査、ピロリ菌・胃がんリスク検査等
 - ※ピロリ菌・胃がんリスク検査は過去未受診者が対象
- 申請に必要なものは？
 - ・ 電話またはインターネットでの事前申請予約（定員数あり）
 - ※予約がないと受診できません。
- 申請の時期は？
 - ・ 9月上旬予定（広報かのかや等でお知らせします。）



40 歳以上で健康診査を受けるときは？

◎無料健康診査（特定健康診査・長寿健康診査）

- 助成の対象者は？
- 特定：40 歳以上の国民健康保険被保険者
 - 長寿：市内に住民登録がある後期高齢者医療被保険者
- 助成の内容は？
- ・市が実施する集団または病院での健康診査（無料）
 - **【内容】**
 - 問診、身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査、診察、心電図
 - **【日程】**
 - 6月から 12 月まで
- 助成の要件は？
- ・受診券が必要（市健康保険課から送付）
- 申請に必要なものは？
- **【集団健診】**
 - ・電話またはインターネットでの事前予約（定員数あり）
 - **【病院健診】**
 - ・電話での個別予約
 - ※予約がないと受診できません。
 - ※受診は市の指定する医療機関に限ります。
- 申請の時期は？
- ・概ね 5 月から 11 月まで（広報かのかや、市ホームページ等でお知らせします。）

問合せ先

【健康診査実施に関すること】

市保健相談センター内健康増進課

☎41-2110

【受診券発行に関すること】

市役所本庁舎 1 階健康保険課

☎35-1014



成人用風しん予防接種を受けるときは？

◎成人用風しん予防接種の助成

- 助成の対象者は？
- 市内に住所を有し、風しん抗体検査結果の価が十分でないと判断された下記の方
 - ・妊娠を希望する女性
 - ・妊娠を希望する女性の同居者
 - ・風しん抗体値が低い妊婦の同居者のうち、風しん抗体が十分でない方
- 助成の内容は？
- ・接種費用助成 1人1回
 - 麻しん風しん混合ワクチン6,000円
 - 風しん単独ワクチン3,000円
- 助成の要件は？
- ・協力医療機関で接種すること
 - ・協力医療機関に備えてある予診票を記入すること
- 申請に必要なものは？
- ・申請不要
 - ※医療機関に事前予約し、検査結果票又は母子健康手帳をご持参ください。
- 接種の時期は？
- ・随時



19歳未満でインフルエンザ予防接種を受けるときは？

◎ 19 歳未満インフルエンザ予防接種の助成

- 助成の対象者は？
- ・ 市内に住民登録している方
 - ・ 平成20年4月2日以降生まれで接種日において生後6か月以上の方
- 助成の内容は？
- ①皮下注射
 - ・ 19歳未満（高校3年生相当まで）2,000円（1人1回）
 - ・ 6か月以上13歳未満
2,000円×2回（1回あたり2,000円が上限）
※2,000円を超える分は自己負担
 - ②経鼻ワクチン
 - ・ 2歳以上19歳未満（高校3年生相当まで）4,000円（1人1回）
※4,000円を超える場合は自己負担
- 助成の要件は？
- ・ 協力医療機関で接種すること
 - ・ 定められた助成期間内に接種すること
 - ・ 協力医療機関に用意してある予診票を記入すること
- 申請に必要なものは？
- ・ 申請不要
※医療機関に事前予約し、住所が確認できる本人確認書類と母子健康手帳をご持参ください。
- 接種の時期は？
- ・ 10月～1月まで（予定）



带状疱疹予防接種を受けるときは？

◎带状疱疹予防接種の助成

○助成の対象者は？

- ・市内に住民登録し、次の①②③のいずれかに該当する方
- ① 令和8年度内に65歳となる方
- ② 接種日において、60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり日常生活がほとんど不可能な方（身体障害者手帳1級の方）
- ③ 令和8年度内に70、75、80、85、90、95、100歳となる方
- ※ ③について、令和7年度から令和11年度までの5年間の経過措置として、その年度内に70、75、80、85、90、95、100歳となる方が対象

対象者	生年月日	対象者	生年月日
65歳	S36.4.2生 ～S37.4.1生	85歳	S16.4.2生 ～S17.4.1生
70歳	S31.4.2生 ～S32.4.1生	90歳	S11.4.2生 ～S12.4.1生
75歳	S26.4.2生 ～S27.4.1生	95歳	S6.4.2生 ～S7.4.1生
80歳	S21.4.2生 ～S22.4.1生	100歳	T15.4.2生 ～S2.4.1生

○助成の内容は？

- ・生ワクチン 4,000 円×1回
- ・組換えワクチン 10,000 円×2回
- ※助成額を超える分は自己負担

○助成の要件は？

- ・協力医療機関で接種すること
- ・配付された予診票を記入すること

○申請に必要なものは？

- ・申請不要（対象者には個別通知）
- ※医療機関に事前予約し、住所が確認できる本人確認書類等をご持参ください。

○接種の時期は？

- ・随時



医療用ウィッグ・乳房補整具を購入したいときは？

◎医療用ウィッグ・乳房補整具購入費の助成

○助成の対象者は？

- 下記の要件を全て満たす方
- ・申請日時点で市内に住民登録のある方
- ・がんと診断され、薬物療法、放射線治療、手術等のがんの治療を現在受けている又は過去に受けたことがある方
- ・過去に医療用ウィッグや乳房（胸部）補整具の購入費用の助成や給付を受けていない方

○助成の内容は？

- ①ウィッグ購入経費（上限2万円）
- ②乳房（胸部）補整具（上限1万円）
- ※ 助成金額は、助成対象経費と上限額を比較して、いずれか少ない方の額とする。
- ※助成金の交付は、対象者1人につき①、②の区分ごとに1回限りとする。
- ※①は対象者1人につき1台限りとする。

○助成の要件は？

- ・医療用ウィッグは、がん治療に伴う脱毛に対応するために着用する頭部の全てを覆うもので、装着に必要な頭部保護用のネットを含む。
- ・乳房（胸部）補整具とは、手術による乳房の変化に対応するための補正下着、補整パッド、専用入浴着又は人工乳房とする。ただし、乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。
- ・助成金の交付の対象となる経費は、用具の購入費とし、購入のために要する交通費、送料、代金決済手数料等の諸費用及び付属品、ケア用品等は助成の対象外とする。
- ・国又は地方公共団体等が別に負担するものは助成の対象外とする。

○申請に必要なものは？

- ・がんの治療を受けているまたは受けていたことを証明する書類
- ・医療用補整具等を購入したことを証明する書類
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- ・振込先口座の通帳

○申請の時期は？

- ・購入した日の翌日から起算して1年以内

問合せ先

市保健相談センター内健康増進課

☎41-2110



不妊治療を受けたときは？



◎不妊治療費の助成

○助成の対象者は？

- ・不妊治療（タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精、男性不妊治療等）を開始し、治療を受けた夫婦（※保険適用の有無は問いません。）

○助成の内容は？

- ・対象となる不妊治療にかかった費用から加入している健康保険から支給される額（高額療養費や付加給付など）を除いた自己負担額のうち、1年度（申請のあった日の属する年度）当たり、下表の金額を上限に、通算5年間助成します。
- ・不妊治療費（男性不妊治療費含む）に対する助成

治療内容	上限金額
不妊治療（保険適用）を受けた方	10万円
不妊治療（保険適用外）を受けた方	20万円

○助成の要件は？

- ・婚姻している夫婦であること（事実婚も含む）
- ・夫又は妻のいずれか一方若しくは両方が、市内に1年以上住所を有している夫婦であること
- ・市税を滞納していない夫婦であること
- ・治療をしているものが市内に住所を有していること
- ・不妊治療費助成事業受診等証明書
- ・治療に要した領収書及び診療明細書（原本提出返却不可）
- ・1周期の治療終了後1年以内
- ・鹿児島県が令和5年度より先進医療不妊治療費助成事業を始めました。詳しくは県ホームページ又は鹿屋保健所（☎52-2105）にお問合せください。

○申請に必要なものは？

○申請の時期は？

○その他の助成は？

◎不妊治療交通費の助成

○助成の対象者は？

- ・市内に住民登録し、生殖補助医療または男性不妊治療（生殖補助医療の一環として行う手術等）を受けている夫婦

○助成の内容は？

- ・最寄りの施設への移動に要した往復分の費用を、鹿屋市職員等の旅費に関する条例に準じて算出した額に0.8を乗じて得た額を助成
- ※1夫婦当たり1年度につき10回を上限（男性不妊は5回が上限）

○助成の要件は？

- ・法律上の婚姻をしている又は事実婚関係にあること。
- ・夫婦の一方又は両方が、市内に1年以上住所を有していること。
- ・不妊治療を受けている者が、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- ・市税の滞納がないこと。
- ・生殖補助医療または男性不妊治療（生殖補助医療の一環として行う手術等）を受けた者
- ・住所地から不妊治療のため最寄りの施設まで概ね60分以上の時間をかけて移動する者

○申請に必要なものは？

- ・第1号様式（鹿屋市不妊治療交通費助成金交付申請書兼請求書）
- ・領収書、診療明細書 ・申請者の振込口座の写し
- ※不妊治療費の助成と同時に申請してください。その場合、領収書と明細書の添付は不要です。

○申請の時期は？

- ・治療終了日から1年以内
- ※令和8年4月治療開始分からの対象です。



妊娠したときは？

(母子免疫ワクチン接種に係る費用を助成します)

◎RSウイルス感染症予防接種の助成

- 助成の対象者は？
 - 市内に住民登録し、接種時点で妊娠 28 週 0 日から 36 週 6 日までの妊婦
 -
 -
- 助成の内容は？
 - 母子免疫ワクチン接種費用（全額）
 -
 -
- 助成の要件は？
 - 妊娠の都度 1 回
 -
 -
- 申請に必要なものは？
 - 申請不要
 - ※医療機関に事前予約し、予診票と母子健康手帳をご持参ください。
 -
 -
- 申請の時期は？
 - 妊娠 28 週 0 日から 36 週 6 日までの期間を過ぎると助成の対象外となります。人によっては、接種期間が数日しかない可能性も考えられますので、ご自身の接種可能期間を必ずご確認ください。
 -
 -



病児保育を利用したいときは？

◎病児保育利用料金の助成

- 助成の対象者は？
 - ・ 体調不良などで集団保育等ができない市内在住の生後6か月から小学6年生までの子どもを、仕事や疾病、冠婚葬祭などの都合により、家庭で保育できない保護者
- 助成の内容は？
 - ・ 市が委託する病児保育施設の利用料金の助成（全額）
※要事前予約
- 助成の要件は？
 - ・ 利用登録していること。
- 登録に必要なものは？
 - ・ 申請書
- 登録の時期は？
 - ・ 随時



妊娠判定検査を受けたときは？

◎妊婦初回産科受診料の助成

- 助成の対象者は？
 - ・ 妊婦
- 助成の内容は？
 - ・ 妊娠判定に要する検査項目に係る費用の実費相当額
1回の妊娠につき上限 10,000 円
- 助成の要件は？
 - ・ 鹿屋市に住民票がある妊婦の方
 - ・ 鹿屋市からの支援に同意できる方
- 申請に必要なものは？
 - ・ 医療機関の領収書、明細書
 - ※子育て支援アプリ「mila・e おやこ手帳」をダウンロードし、母子健康手帳予約と同時に申請
- 申請の時期は？
 - ・ 母子健康手帳交付時
 - ※初回産科受診により妊娠判定を受けた翌日から3か月経過する月の末日まで

子育て支援アプリ「mila・e おやこ手帳」とは、妊娠・出産・育児を記録と情報でサポートするアプリです。

お子さん一人一人の成長に合わせた子育て情報の発信や簡便な予防接種スケジュールツールの提供などにより子育て支援をサポートします。

「mila・e おやこ手帳」の二次元コード iPhone 用 Android 用



遠方の分娩取扱施設で出産する必要があるときは？

◎交通費・宿泊費の一部助成

○助成の対象者は？

- ・医学的な理由等により、遠方の周産期母子医療センターで出産を必要とする妊婦・産婦及び乳児

○助成の内容は？

- ・妊婦健康診査時の、遠方の周産期母子医療センターまでの交通費を助成（実費額の8割の額（上限 14 回））
- ・分娩時の、遠方の周産期母子医療センターまでの交通費および出産前の宿泊費（入院前の前泊分）の助成（実費額の8割の額及び宿泊費（上限 7,800 円・最大 14 泊分））

	交通費	宿泊費	上限
妊婦健診		－	14 回
分娩	移動に要した交通費（往復）の8割	出産前の宿泊分	7,800 円 最大 14 泊分
産婦健診	※市の旅費規程に準じて算出（実費を上限）	－	2 回
1 か月児健診			1 回
9～11 か月児健診			1 回

○助成の要件は？

- ・鹿屋市に住民票があり、鹿屋市からの支援に同意できること
- ・居住地から周産期母子医療センターまで概ね 60 分以上の移動時間を要すること
- ・医学上の理由により、周産期母子医療センターでの受診・出産の必要があること

○申請に必要なものは？

- ・「医学的な理由等」を認めると判断できる書類（母子健康手帳、妊婦健康診査受診票や医師の診断書、診療情報提供書等）の写し
- ・交通費・宿泊費の領収書等
- ・※自家用車で移動した場合は別途申請
- ・振込口座が確認できるものの写し

○申請の時期は？

- ・妊婦健診～産婦健診は出産日の翌日から6か月経過する月の末日まで
- ・1 か月及び9～11 か月児健診は、受診日から6か月経過する月の末日まで



産後ケアを利用したいときは？

◎産後ケア事業の利用者負担額の助成

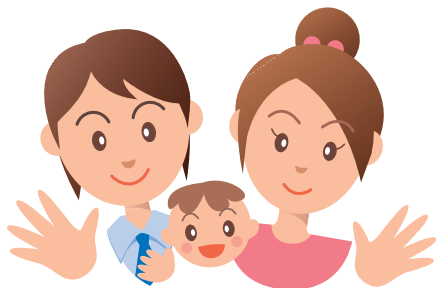
- 助成の対象者は？
 - ・ 鹿屋市に住所がある産後 1 年未満のお母さんとその赤ちゃん
- 助成の内容は？
 - ・ お母さん一人当たり（宿泊型と日帰り型を合わせて）5 日間の利用者負担額を助成
- 助成の要件は？
 - ・ 出産した医療機関（助産院）を退院後、鹿屋市と契約している産後ケア事業実施施設を利用する前にこども家庭課へ利用申請が必要
- 申請に必要なものは？
 - ・ 母子健康手帳
- 申請の時期は？
 - ・ 随時



赤ちゃんが産まれたときは？ (育児用品購入に係る費用の一部を助成します)

◎育児用品購入の助成

- 助成の対象者は？
 - ・ 市内に居住する満1歳未満の乳児の保護者
- 助成の内容は？
 - ・ 育児用品購入助成券の交付
 - 第一子である乳児：12,000円分
 - 第二子である乳児：18,000円分
 - 第三子以降である乳児：24,000円分
- 助成の要件は？
 - ・ 乳児、保護者ともに市内に住所を有すること
 - ・ 登録店舗で購入すること
- 申請に必要なものは？
 - ・ 申請書、申請者の本人確認書類（マイナンバーカード等）、母子健康手帳
- 申請の時期は？
 - ・ 随時（支給対象児が満1歳になる誕生日の前日まで）



チャイルドシートが必要になったときは？ (市外から孫が帰ってくるなど)

◎チャイルドシートの無料貸出

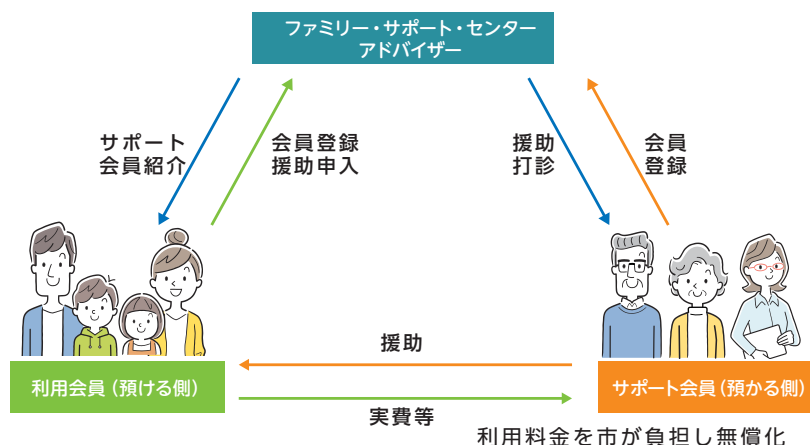
- 貸出の対象者は？
- ・ 市内に居住する満1歳未満の乳児を乗せて運転する必要がある方、又は出産予定日を1か月以内に控えている方
 - ・ 市外から帰省する子ども（4歳以下）を乗せて運転する必要がある方
- 貸出の内容は？
- ・ チャイルドシート一式
 - 貸出期間①乳児…1歳になる誕生日の月の末日まで
 - ②市外から帰省する子ども…最長3週間
- 貸出の要件は？
- ・ 鹿屋市内に住所のある方
 - ・ 普通自動車を運転できる免許を持っている方、又は普通自動車を運転できる免許を持っている方に運転させる必要がある方
 - ・ チャイルドシートが装着できる自動車を使用する方
- ※貸出料は無料ですが、返却時にシートカバー等はクリーニングを行い、証明をもらう必要があります。なお、クリーニングにかかる費用は自己負担となります。
- 申請に必要なものは？
- ・ 申請書
 - ・ 運転する方の運転免許証
 - ・ 装着する車の車検証
 - ・ 母子健康手帳（出産予定で貸出しを受ける場合）
 - ・ 申請者の印かん（申請書の誓約書欄が申請者の直筆でない場合）
 - ・ 申請者の身分証明書（申請者と運転する方が異なる場合）
- 申請の時期は？
- ・ 随時



子育ての手伝いを頼みたいときは？

◎ファミリー・サポート・センター利用料金の助成

- 助成の対象者は？
 - ・市内に在住又は勤務する、妊娠中又は小学6年生（障がい児は18歳）までの児童等の保護者
- 助成の内容は？
 - ・ファミリー・サポート・センターの会員間で行われる相互援助活動（子どもの送迎や預かりなど）の利用料金の助成（全額）
- 助成の要件は？
 - ・センターの実施する講習を受講又はセンターの提供する動画を視聴し、会員登録していること。
- 登録に必要なものは？
 - ・申請書
 - ・申請者の本人確認書類（マイナンバーカード等）
- 登録の時期は？
 - ・随時



高校や大学、専門学校への進学に伴い 奨学資金が必要なときは？



◎鹿屋市奨学資金の貸付

- 貸付の対象者は？
- ・ 高等学校以上の学校に在学（在学予定）し、品行方正及び学術優秀な方で、学費の支弁が困難と認められ、かつ市内に3年以上在住する方の保護を受けている方
- 貸付の内容は？
- ・ 高等学校及び高等専門学校（1～3年生）の奨学生
月額 1万2千円
 - ・ 大学（短大・大学院含む）及び高等専門学校（4～5年生）の奨学生
月額 3万円
 - ・ 専修学校専門課程の奨学生 月額 3万円
- 貸付の要件は？
- ・ 能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難であること
 - ・ 奨学資金の申請にあたり、成年者で独立の生計を営み、かつ、将来、奨学資金の返還の責を負うことができる連帯保証人2人の連署が必要
※奨学生選考委員会の審査において決定します。
- 申請に必要なものは？
- ・ 奨学資金貸与申請書（連帯保証人が2人必要）、奨学生推薦書、在学証明書又は合格通知書の写し など
※推薦書は卒業校のものになります。
※在学証明書は年度途中で申請をする際に必要となります。
- 申請の時期は？
- ・ 通常、3月の1か月間



就学資金にお困りのときは？

◎鹿屋市就学援助費

- 助成の対象者は？
 - ・市内の小中学校に在籍している児童生徒の保護者
 - ・市内に住所を有しながら市外の小中学校に在籍している児童生徒の保護者
 - ※上記いずれかのうち、市の定める要件を満たす方
- 助成の内容は？
 - ・次の費用について、全額又は一部を援助
 - ・学用品費
 - ・通学用品費
 - ・修学旅行費
 - ・校外活動費
 - ・新入学学用品費（入学準備金）
 - ・医療費（国が定めた疾病の治療費）
 - ・給食費（市外学校・給食費が有償の場合）
- 助成の要件は？
 - ・生活保護を受給されている方（要保護者）
 - ※修学旅行費・医療費のみ
 - ・要保護者に準する程度に経済的に困窮されていると鹿屋市教育委員会が認める方（準要保護者）
 - ※医療費は除く
- 申請に必要なものは？
 - ・就学援助申請書
 - ・振込先の通帳の写し
 - ・1月1日現在の住所地の市町村が発行した所得課税証明書（市外に居住されていた方のみ）
- 申請の時期は？
 - ・随時



九州大会以上に出場することが決まったときは？ (ピアノコンクール等の文化各種大会で県の予選会を突破したときなど)

◎鹿屋市文化各種大会出場補助金

- 助成の対象者は？
- ・市内に居住する小中高校生
 - ・市内に居住又は勤務する方
 - ・市内で活動している文化団体
 - ※出場者の2／3以上が市内居住者であること
- 助成の内容は？
- ・大会に参加するための旅費・宿泊費（上限6千円／1泊）の助成(当該年度1回限り)
 - ・経費の1／2以内
 - ※ただし、個人は3万円、団体は13万円を上限
- 助成の要件は？
- ・県大会等予選会を経て選抜されること
 - ・国又は都道府県が主催若しくは後援する大会（九州大会以上）へ出場すること
- 申請に必要なものは？
- ・補助金申請書
 - ・補助金収支予算書
 - ・出場資格証明写し（予選大会成績・推薦書など）
 - ・大会要項写し
- 申請の時期は？
- ・随時（ただし、予算上限となるまで）
 - ・出発する20日前までに申請



九州大会以上に出場することが決まったときは？ (スポーツ大会で県の予選会を突破したときなど)

◎鹿屋市スポーツ大会出場助成

- 助成の対象者は？
 - ・ 市内に居住する方（大学生は国際大会出場者に限る。）
 - ・ 鹿屋女子高等学校の生徒
- 助成の内容は？
 - ・ 3万円以内
 - ※大会の規模や対象者によって支給額が異なります。
- 助成の要件は？
 - ・ 日本スポーツ協会加盟団体等が主催又は共催する九州大会以上のスポーツ大会に、予選会等を経て県代表の正選手として選抜されること
- 申請に必要なものは？
 - ・ 大会出場を証するもの（選手登録書や大会申込書）
 - ・ 出場資格を証するもの（予選大会成績や賞状）
 - ・ 予選及び本選の大会要綱（抜粋不可）の写し
- 申請の時期は？
 - ・ 大会開催の前日までに申請（ただし、予算上限となるまで）



健康で長生きするために！ (高齢者福祉共通券の交付)

◎高齢者に関する助成

- 助成の対象者は？
- ・市内に居住する65歳以上の方で、特定健診等を受診している方
 - ※ただし、次の方は健診の受診がなくても助成
 - ・85歳以上の方、要介護4・5の認定を受けている方
 - ・長期入院、介護施設入所中の方
- 助成の内容は？
- ・200円分の共通券を40枚交付
- 助成の要件は？
- ・市が指定する次のサービスであること。
 - ・はり師、きゅう師、あん摩マッサージ師から受ける施術
 - ・公衆浴場等の利用
 - ・タクシー乗車（福祉タクシーを含む）
 - ・バス乗車（ＩＣバスカード購入等）
 - ・県民健康プラザ健康増進センター利用
 - ・補聴器購入
 - ・かのやグラウンドゴルフ場一般利用
- 申請に必要なものは？
- ・申請書
 - ・身分証明書
 - ・特定健診等の受診歴が分かる書類（85歳以上の方や要介護4～5の認定を受けている方は不要）
 - ※バス乗車賃は
 - ・ＩＣバスカード
 - ・購入証明書（リナシティかのやバス待合所内鹿兒島交通で発行）又は領収書（年度内に発行されているもの）
 - ・本人名義の通帳
- 申請の時期は？
- ・随時
 - ※利用期限は申請年度の3月31日まで。

問合せ先

市役所本庁舎 1 階高齢福祉課

☎31-1116



身体状況に合わせ、お住まいの改修などをしたいときは？ (介護用の手すり設置など)

◎住宅改修費用の助成

- 助成の対象者は？
 - ・ 要介護認定を受けている方で、在宅での生活（移動、排泄、入浴）に支障のある方
- 助成の内容は？
 - ・ 手すり、段差解消、洋式便座への取替などの住宅改修費の一部助成（上限20万円）
 - ※自己負担割合に応じて、改修費の7～9割を助成
- 助成の要件は？
 - ・ あらかじめ保険給付として適当な改修であるか、市が確認したものであること
 - ※住民票に記載されている住所と異なる住所にある住宅は対象外です。
- 申請に必要なものは？
 - ・ 申請書、理由書、見積書、図面 など
 - （ケアマネジャー等の専門職による代理申請ができます。）
 - ※工事完了後に別途手続きがあります。
- 申請の時期は？
 - ・ 随時



身体状況に合わせ、入浴用のイス等を購入したいときは？ (福祉用具の購入)

◎福祉用具購入費用の助成

- 助成の対象者は？
 - ・ 要介護認定を受けている方で、在宅での生活（移動、排泄、入浴）に支障のある方
- 助成の内容は？
 - ・ 腰掛け便座、入浴補助用具など入浴や排泄などに使用する福祉用具購入費の一部助成（1年につき上限10万円）
 - ※自己負担割合に応じて、購入費の7～9割を助成
- 助成の要件は？
 - ・ 都道府県等の指定を受けた特定福祉用具販売事業者から購入した場合のみ
- 申請に必要なものは？
 - ・ 申請書、領収書、カタログ、福祉用具サービス計画書、振込先の分かるもの（通帳等）の写し など（ケアマネジャー等の専門職による代理申請ができます。）
- 申請の時期は？
 - ・ 随時



在宅で重度の要介護状態にある高齢者を介護しているときは？

◎介護慰労金の支給

○支給の対象者は？

- ・市内に居住し、次のいずれかの者を在宅で介護している方
- ・65歳以上で要介護2～5の認定を6か月以上受けている方
- ・20～64歳で特別障がい者手当を6か月以上受給している方

○助成の内容は？

- ・【65歳以上】
・要介護状態区分が要介護2（重度認知症のみ）又は要介護3の要介護高齢者 1人につき 年額3万円
- ・要介護状態区分が要介護4又は要介護5の要介護高齢者 1人につき 年額6万円
- ・【20歳～64歳】
・要介護障がい者 1人につき 年額3万円

○助成の要件は？

- ・要介護高齢者等及びその介護者が市内に引き続き1年以上居住し、住所を有する場合において、介護者が同居又はこれに準ずる状態で6か月以上介護していること
- ・※毎年8月1日と2月1日を資格認定の基準日としています。

○申請に必要なものは？

- ・申請書（民生委員の署名が必要）
- ・介護者名義の預金通帳の写し、介護保険被保険者証

○申請の時期は？

- ・8月又は2月



高齢者の介護に紙おむつが必要なときは？

◎紙おむつの支給

○助成の対象者は？

- 以下の要件全てに該当する方を在宅で介護し、市内に住民登録がある介護者
- ・ 市内に居住しており、住民登録がある方で要介護認定を受けていること
- ・ 要介護認定の調査票等で日常生活自立度が該当基準以上であり、かつ、常時おむつが必要な状態が3か月以上継続していること
- ・ 市民税が課税されていないこと
- ・ 在宅日数が1か月当たり20日以上であること
- ・ 施設又は医療機関等に入所・入院していないこと

○助成の内容は？

- ・ 1か月当たり3枚（1枚当たり1,000円）の給付券を交付
- ※紙おむつを購入する際に、給付券と紙おむつを引換え

○助成の要件は？

- ・ 市の指定する店舗で引き換えること

○申請に必要なものは？

- ・ 申請書
- ・ 身分証明書

○申請の時期は？

- ・ 随時



運転免許を自主返納したときは？

◎高齢者運転免許返納者へのサービス

- 助成の対象者は？
 - ・ 市内居住の65歳以上で運転免許を自主返納した方
- 助成の内容は？
 - ・ 「タクシー利用券（500円×24枚）」又は「バスICカード（いわさきICカード1万2千円分）1枚」
 - ※タクシー利用券の利用期限（交付を受けた翌年度の3月31日まで）
- 助成の要件は？
 - ・ 申請時に運転免許自主返納カード又は取消通知書を提示すること
 - （代理申請も可能。※身分証明書の提示必須）
- 申請に必要なものは？
 - ・ 運転免許自主返納カード又は取消通知書
- 申請の時期は？
 - ・ 運転免許返納日から1年以内
 - ※申請は1回限り。再交付不可
- その他の助成は？
 - ・ 運転免許自主返納カードを提示することにより、くるりんバス運賃割引（令和11年3月末まで）
 - ※実質無料（大人運賃より100円引き）



MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

平成28年6月初版
平成29年6月改訂
平成30年9月改訂
令和元年6月改訂
令和2年7月改訂
令和3年7月改訂
令和4年7月改訂
令和5年6月改訂
令和6年6月改訂
令和7年6月改訂
令和8年7月改訂

発行元 鹿屋市 総務部 財政課